

裁 判 所	那覇地方裁判所
事 件 番 号	令和４年（行ウ）第 22 号
事 件 名	変更不承認処分の取消裁決の取消請求事件
判決年月日	令和５年 11 月 15 日
判 示 事 項	1 地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号の規定による審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有するか 2 都道府県知事の所属する行政主体である都道府県が、同知事がした公有水面埋立法に基づく変更承認申請を不承認とした処分を取り消した裁決の取消しを求める訴えは、行政作用を担当する行政主体として、公有水面埋立法という法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とした訴訟であり、法律上の争訟に当たらないとされた事例
判 決 要 旨	1 地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号の規定による審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しない。 2 〈略〉
事案の概要	沖縄防衛局は、普天間飛行場の代替施設を設置するため、沖縄県知事から、公有水面埋立法 42 条 1 項に基づく公有水面埋立ての承認処分を受けており、沖縄県知事に対し、同条 3 項において準用する公有水面埋立法 13 条ノ 2 第 1 項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認の申請をしたが、沖縄県知事は本件変更申請を承認しない旨の処分（以下「本件変更不承認処分」という。）をしたので、沖縄防衛局が、本件変更不承認処分について、地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号の規定に基づき審査請求をしたところ、国土交通大臣は、本件変更不承認処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。 本件は、原処分である本件変更不承認処分をした沖縄県知事の所属する行政主体である原告が、同処分を取り消した本件裁決に不服があるとして、行政事件訴訟法 3 条 3 項に基づき、その取消しを求めた事案である。
訟 務 月 報	70 巻 5 号